

所管部課	地域福祉部 障害福祉課	部長	伊野宮 崇		
件名	令和5年度東大和市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
	関係事項	条例規則			
	部課機関	総務部契約検査課			
<p>1. 要 旨</p> <p>障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、令和5年度の調達方針を作成し、公表するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達の対象…法の規定する障害者就労施設等とするが、市内の障害福祉サービス事業所等を優先的に対象とする。</li> <li>・調達物品等…市が契約によって調達する物品および役務（以下「物品等」という。）のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもので、市内の事業所等が供給できる物品等の特性を踏まえて、調達の推進に努める。</li> <li>・調達目標…調達実績のある物品等の拡大の他、調達実績のない物品等の調達にも努め、前年度の調達金額を上回ることを目標とする。</li> <li>・契約に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約を積極的に活用する。</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>庁内における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成25年4月 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この方針の内容等は、地域福祉部と総務部で調整済みである。</li> <li>・この方針に基づく調達実績も公表対象である。（令和5年度会計年度終了後に公表）</li> </ul>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、市長決裁を得て、速やかに市ホームページで公表したい。また、令和4年度の方針に基づく調達実績の概要を、同年度の会計年度終了後に公表したい。</p> <p>なお、各部署への周知については、令和5年5月31日に開催予定の障害者就労推進・差別解消庁内連絡会において、各部署で留意してもらおうことを周知したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。